

第93号
令和元年9月

福利

おたより



Contents

平成30年度決算概要	2	メンタルヘルス補助・相談について	8
公務災害について	4	特定健診・保健指導について	9
交通事故などにあった場合はご連絡を!	4	平成30年度 育児支援セミナーの様子	10
ねんきん定期便について	5	貸付けの申込みについて	10
マイナンバーによる情報連携について	5	平成30年度研修旅行の感想	11
育休手当金の延長給付について	6	アイリスプランについて	12
限度額適用認定証について	7	マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます	12
人間(脳)ドック・婦人科検診について	8		

公立学校共済組合沖縄支部と支部運営審議会について



公立学校共済組合は、全国の公立学校の教職員等を組合員として組織され、東京都千代田区にある本部と、47の支部(都道府県教育委員会に設置)で構成されています。

支部には、諮問機関として「支部運営審議会」が設置され、毎年度の事業計画並びに予算、決算、その他支部の所管事務に関する重要事項などを審議しています。

令和元年6月13日(木)に開催された運営審議会では次のことを審議し、承認されました。

・審議事項平成30年度公立学校共済組合沖縄支部事業報告及び決算について

平成30年度決算概要について

組合員数

(平成31年3月31日現在)

区分	平成30年度
組合員数	15,182人
被扶養者数	15,990人

※組合員数のうち任意継続組合員は218人です。

短期経理

組合員と被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、その他災害時に関し給付を行っています。

給付の内容には、法律で定められている法定給付(医療費、出産費、埋葬料等)と、共済組合が独自に行う附加給付(家族療養費附加金等で法定給付を補完するもの)及び一部負担金払戻金等があります。

収入は92億8千596万2千427円で、前年度に対して2億1千229万530円の増でした。(短期給付金の支出以外の掛金・負担金、介護掛金・負担金についてはすべて本部へ送金し、老人保健拠出金、退職者医療制度、介護保険、福祉事業の財源等に充当されています。)(図1)

支出(給付状況)は55億5千632万3千880円で、前年度に対して5千109万1千850円の増でした。(図2)

図1 収入状況

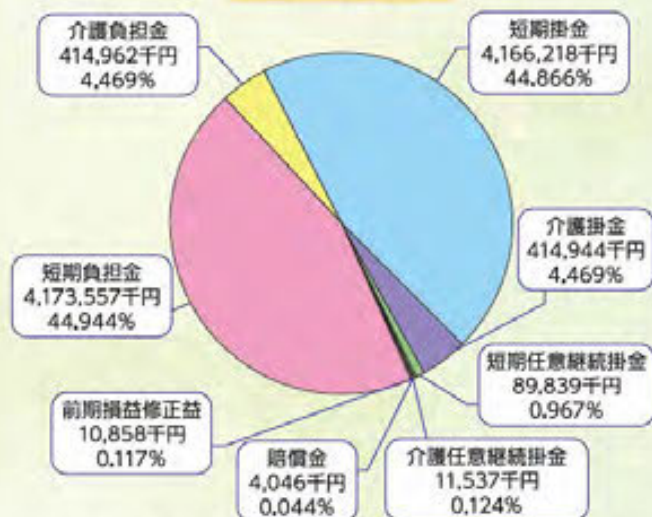
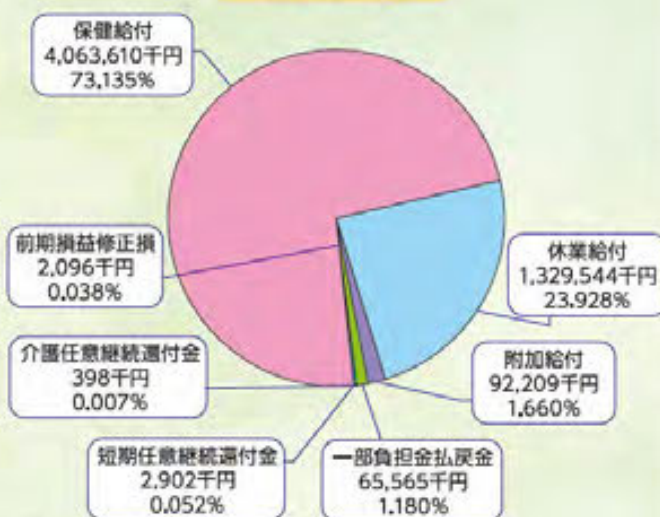


図2 支出状況



※1 負担金は、事業主・公的負担部分。掛金は、組合員負担部分。

※2 前期損益修正益(損)は、前年度以前に発生した収益(損失)を処理する勘定。

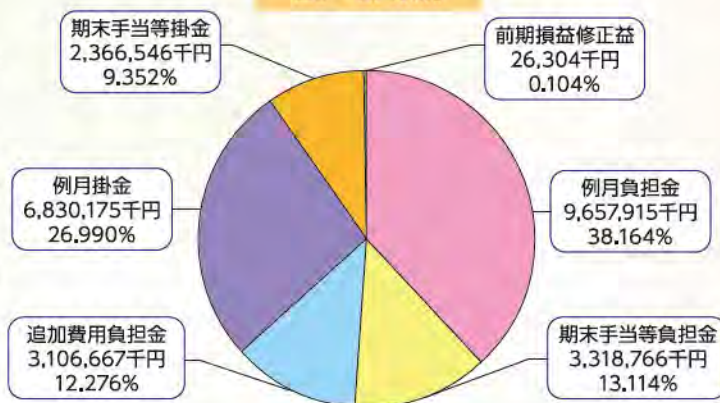
長期給付

組合員の退職または死亡等の事由による年金業務を行っております。

収入は253億637万3千461円で、前年度に対して5億5千333万3千310円の増でした。(図3)

平成30年度の退職者数は389人で、前年度に対し8人の減でした。

図3 収入状況



保健事業

組合員とその家族の健康保持増進、元気回復等を図る目的で、各種の保健事業を行っています。保健事業の支出額は2億6千450万9千292円でした。

(単位:円、人)

事業内容	平成30年度 決算額	
	金額	人員
特定健診事業	特定健診(任意継続組合員・被扶養者)	6,822,716 / 932
	特定保健指導(集合契約等)	4,750,251 / -
	特定保健指導(民間委託契約)	10,391,861 / -
	特定健康診査(人間ドック・脳ドック)	178,538,908 / 8,756
	その他(実施に係る諸費用)	1,228,628 / -
特定健診等事業費 計	201,732,364	-
健康管理事業	健診事業 1日人間ドック	35,597,171 / 1,785
	婦人科検診	5,985,980 / 1,440
	器官別検診 脳ドック	846,000 / 48
	器官別検診 小計	6,831,980 / 1,488
	健康づくり事業(スポーツ施設利用補助等)	12,317,476 / 11,402
その他(健診事業に係る事務費)	759,762 / -	
健康管理事業費 計	55,506,389	-
一般事業	へき地 診療交通費補助	2,259,880 / 384
	組合員関係 へき地組合員関係 小計	2,259,880 / 384
	介護講座	704,440 / 56
	生涯生活設計セミナー	1,738,482 / 471
	育児支援セミナー	539,265 / 56
	研修旅行 研修旅行	0 / 0
	結婚支援事業	106,000 / 43
	研修・文化関係 小計	3,088,187 / 626
	その他 研修等交通費補助 研修ポスター	1,922,472 / -
	一般事業費 計	7,270,539
合計	264,509,292	-

貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とする場合に、貸し付けを行う事業です。

(単位:円)

	平成30年度			
	貸付状況		貸付累計残	
	件数	金額	件数	金額
一般貸付	114	157,610,046	364	330,308,577
住宅貸付 (介護住宅含む)	18	114,892,139	905	2,702,113,988
住宅災害貸付	0	0	0	0
教育貸付	18	31,556,054	80	120,427,204
災害貸付	0	0	0	0
医療貸付	1	1,200,000	11	7,963,193
結婚貸付	1	1,500,000	7	5,620,660
葬祭貸付	0	0	2	1,651,737
高額医療貸付	0	0	0	0
出産貸付	0	0	0	0
合計	152	306,758,239	1,369	3,168,085,359

公務中や通勤中にケガをしたときは？

公務中や通勤途中での事故などにより負傷したときは、災害補償制度の対象となる場合があります。

公務災害(通勤災害)に該当するような場合には、所属所を通じて公務災害の申請をしてください。



公務災害(通勤災害)に該当する場合には、組合員証又は被扶養者証は使用できません!!

医療機関を受診する際には、公務上(通勤途中など)のケガであることを伝え、関係連絡先へご連絡ください。

公務上の災害と認定された場合は、地方公務員災害補償基金より補償を受けることができ、自己負担なしで受診することができます。

交通事故などにあつた場合は共済組合へご連絡を！

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からケガをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手(加害者)が負担するべきこととなっています。

しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、共済組合へ連絡したうえで、組合員証又は被扶養者証を使用して治療を受けることもできます。その場合は、損害賠償申告書などを提出していただく必要があります。

提出書類

- ・負傷(傷病)の原因報告書
- ・事故発生状況報告書
- ・損害賠償申告書
- ・交通事故証明書

など



学校内での活動中や通勤途中の事故など公務災害(通勤災害)の場合は、組合員証や被扶養者証は使用できません!

組合員証又は被扶養者証を使用する場合は、公立学校共済組合が一時的に医療費(約7割分)を立て替えて医療機関に支払い、後日、共済組合から加害者に請求することになります。

上記の書類は共済組合から加害者に請求する際に必要な書類になります。

次のことに気をつけてね!!

- 警察に必ず届け出る!
- 医師の診断を必ず受ける!
- 安易な示談はしないこと!



ねんきん定期便について



公立学校共済組合本部より組合員のご自宅あてに年1回、「ねんきん定期便」と「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書(福利おきなわ平成30年9月号・共済フォーラム令和元年6月号掲載)」の2種類の年金に関する通知を発送しております。今回は「ねんきん定期便」についてご案内いたします。

① ねんきん定期便とは

「ねんきん定期便」は、年金制度に加入した期間(当共済組合以外の期間も含む。)をご確認いただくとともに、保険料納付額、年金見込額などに関する情報をお知らせするものです。節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には、より詳しい内容を封書にて送付しています。

② ねんきん定期便の内容は

【毎年通知の場合】ハガキ形式

- これまでの年金加入期間
- 最近の月別状況
- 老齢年金の見込額(50歳以上の方)
- 加入実績に応じた年金額(50歳未満の方)
- ねんきん定期便の内容については、誕生日の4ヶ月前の情報で作成されています。

項目	2024年(令和6年)	2023年(令和5年)	2022年(令和4年)	2021年(令和3年)	2020年(令和2年)	2019年(令和元年)
1. これまでの年金加入期間	56 月	0 月	56 月	0 月	0 月	0 月
2. これまでの加入実績に応じた年金額	73 円	105 円	0 円	178 円	234 円	0 円

項目	2024年(令和6年)	2023年(令和5年)	2022年(令和4年)	2021年(令和3年)	2020年(令和2年)	2019年(令和元年)
(1) 老齢年金	314,798 円	48,380 円				
(2) 老齢基礎年金	96,326 円	1,162,396 円				
老齢年金(合計)	314,072 円	1,210,776 円				
加入実績に応じた年金額	745,098 円	5,115,932 円				

【節目年齢の場合】封書形式

- これまでの年金加入期間
- これまでの年金加入履歴・標準報酬月額
- これまでの国民年金保険料の納付状況
- 老齢年金の見込額(59歳の方)
- 加入実績に応じた年金額(35歳、45歳の方)
- 封書の「ねんきん定期便」には、年金加入記録の見方などについて詳しく記載した「ねんきん定期便の見方ガイド」を同封しています。



例:50歳未満ハガキ形式

③ 送付時期は

- 毎年誕生日に、当共済組合にお届けいただいている住所へ送付します。
- 住所に変更があった場合は、所属所を通して「記載事項変更申告書」をご提出ください。

マイナンバーによる情報連携について

社会保障・税・災害対策の分野の行政事務では、マイナンバーを利用した情報連携が実施されています。令和元年7月1日より年金請求事務においても、マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始され、年金請求手続きの際に、添付書類の一部省略ができるようになりました。

詳しくは、所属所長あての通知をご確認ください。

育児休業手当金の延長給付について再確認を！

育児休業手当金の延長給付終了に伴う事後確認につきましては、御協力ありがとうございます。

事後確認の結果、延長給付を受けている期間中に入所申込を取り下げたり、入所申込期間に空白があることなどが判明し、既に支給した延長給付期間の手当金を返還していただかなければならない事例が見受けられました。

これまでの事後確認で、手当金の返還となった事例を紹介しますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

なお、延長給付を受けている期間中に、延長給付の要件に該当しなくなった場合は、速やかに請求期間の短縮の手続きをしてください。

事例

1

1歳6か月に達する日まで延長給付を受けたが、1歳1か月の時点で入所申込を取り下げていた。

1歳1か月～1歳6か月までの期間について返還になります。

延長給付は一律に6月の給付を受けられるものではなく、その事情が続く間です。入所申込の取り下げをされた場合、保育の利用を希望しないと判断し、延長給付は認められなくなります。

事例

2

2歳に達する日まで延長給付を受けたが、1歳2か月の時点で一度入所申込を取り下げ、1歳6か月の時点で再度入所申込をしていた。

1歳2か月～2歳までの期間について返還になります。

1歳6か月～2歳に達する日まで支給延長できる対象者は、子が1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの全期間において、育児休業手当金の支給要件を満たす者です。そのため、一度入所申込を取り下げ、延長給付が認められなかった期間がある場合は、1歳6か月～2歳に達する日までの支給延長の対象とはなりません。

事例

3

2歳に達する日まで延長給付を受けたが、1歳11か月の時点で転居し、転居先の市町村においては入所申込を行っていなかった。

1歳11か月～2歳までの期間について返還になります。

延長給付は一律に6月の給付を受けられるものではなく、その事情が続く間です。転居先において入所申込をしていない場合、延長給付は認められなくなります。

注

総務省令で定める延長給付の要件(保育所入所不承諾の場合)

1歳の誕生日前日までに、1歳の誕生日以前を保育入所希望日として、市町村に保育の申込を行い、1歳の誕生日以後の期間について、当面その保育が行われない場合に1歳6か月まで、1歳6か月に達した日以後の期間についても引き続き総務省令で定める場合に該当するときは、最長2歳に達する日まで、支給期間を延長することができます。

入院、手術の予定
がある方へ

限度額適用認定証お持ちですか？



限度額適用認定証とは？

70歳未満の組合員又は被扶養者が、入院・外来でひと月あたりの医療費が自己負担限度額を超える場合に、限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、自己負担限度額を超えた額(高額療養費)を窓口で一時負担する必要がなくなる制度です。

限度額適用認定証の交付を受けるには？

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」を所属所長を經由して共済組合に提出してください。申請書を受理してから証の交付までに1週間程度かかります。申請はお早めをお願いします。



自己負担限度額はいくら？

自己負担限度額は組合員の標準報酬月額により異なります。

適用区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		過去12か月以内の高額療養費該当が3回目まで	4回目以降
ア	83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	53万円以上79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	28万円以上50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	26万円以下	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税 ※	35,400円	24,600円

※市町村民税非課税の組合員が申請する場合は、様式「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」になります。但し、適用区分「ア」「イ」の組合員は、市町村民税非課税であっても適用区分「オ」には該当しません。

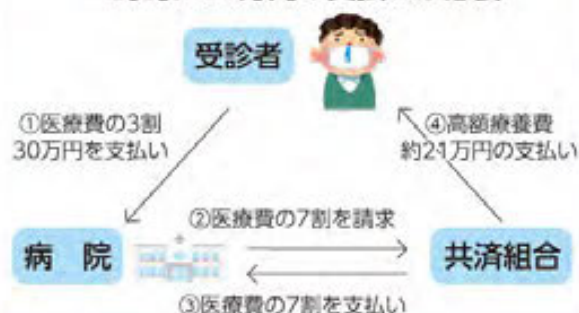
限度額適用認定証を使用しない場合は？

限度額適用認定証を使用しなかった場合でも、自己負担限度額を超えた額については、後日共済組合から高額療養費として自動的に組合員の登録口座へ振り込まれますので、最終的な負担金額は変わりません。

【例】標準報酬月額が41万円(適用区分ウ)の組合員が入院・手術で総医療費100万円かかった場合

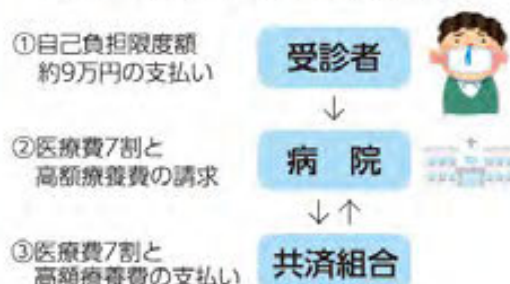
限度額適用認定証を使用しない場合

一時的に30万円の支払いが必要



限度額適用認定証を使用した場合

窓口での支払いが約9万円で済む



人間(脳)ドック・婦人科検診

受診期間は令和元年12月末日までです!!

当支部のデータヘルス計画で医療費を分析した結果、乳がん・肺がんは増加傾向になっています。早期発見・早期治療につなげるためにも、人間(脳)ドック・婦人科検診を受けましょう!

【人間ドック・脳ドック】

●ドック受診を希望した組合員の方には、下記の何れかの受診券を配布しています。



OR



【婦人科検診】

●人間(脳)ドックを受診しない女性組合員及び被扶養配偶者へは、下記の受診券を配布しています。



注意

1. 受診券は受診当日に医療機関へご提出ください。
2. 12月は予約が混み合い受診できないこともあります。早めに医療機関へ予約し、受診してください。
※受診券の提出が無い場合や受診期間以外に受診した場合は、全額自己負担となります。

メンタルヘルス補助・メンタルヘルス相談

メンタルヘルス補助 (沖縄県教職員互助会 共催)

～心と体を整えるメンタルマネジメントスクール～

対象者：組合員

内容：グループワークを中心とした体験型ワークショップ

受講料：正規料金41,700円(公立学校共済組合沖縄支部組合員 15,850円助成 互助会会員 15,850円助成)
(両加入者は自己負担額 10,000円で受講できます)

【実施機関】：お申込みは直接、実施機関にお問合せ下さい。

1	Bowl	浦添市伊祖1-5-2	098-879-0167
---	------	------------	--------------

メンタルヘルス相談 (沖縄県教職員互助会 共催)

～専門員があなたの悩みや心身の不調などの相談に親切に対応いたします。～

対象者：組合員(年度間5回まで無料)

内容：精神科医師等、専門家による個人相談

【実施機関】：お申込みは直接、実施機関にお問合せ下さい。

1	メンタルクリニックやんばる	名護市宇宇茂佐の森1-2-9	0980-52-4556
2	ファミリーメンタルクリニック	沖縄市知花6-40-3	098-939-5561
3	長田クリニック	那覇市国場334-1	098-833-7878
4	金城孝次サイコセラピーオフィス	那覇市首里石嶺町4-191-16	098-885-1343
5	日本産業カウンセラー協会沖縄支部	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館3F	098-975-6061
6	みえばしクリニック	那覇市久茂地3-8-15 1F	098-863-7788
7	山本クリニック&EAP産業ストレス研究所	浦添市伊祖2-30-7	098-879-3303

特定健診・保健指導を受けましょう!

公立学校共済組合ではメタボリックシンドロームを中心とした「生活習慣病」のリスクがないかを調べる「特定健康診査」と「特定保健指導」を実施しています。該当する被扶養者の方及び任意継続組合員の方には特定健康診査受診券を5月下旬に送付しました。

受診料は**無料**です!ご自身の健康のために受診しましょう。

【対象者】40歳～74歳の被扶養者、任意継続組合員(被扶養者含む)

※組合員の方は、定期健康診断又は人間ドックを受診する事で特定健康診査を受けたものとみなされます。

特定保健指導とは?

特定健康診査の健診結果により、生活習慣病(心臓病・脳卒中・動脈硬化性疾患・糖尿病)のリスクが出てきた方を対象に、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に自主的に実践できるよう支援していきます。



★特定保健指導の区分★

メタボの危険性が出てきた方

動機付け支援

原則1回の面接
専門家と一緒に実行しやすい生活習慣の計画をたてます。

メタボの危険性が高い方

積極的支援

初回面接でメタボ改善の計画をたて、3ヶ月以上継続したサポートを専門家から受けられます。

保健師・管理栄養士など、専門スタッフが保健指導を行います。



電話・メールなどによる支援を行い、**3ヵ月後以降**に健康状態や生活習慣の確認がおこなわれます。

★特定保健指導の利用方法★

保健指導を受けるには以下の方法があります。**(全て無料で利用可)**

①一部の人間ドック契約機関において、人間ドック当日に保健指導を利用する。

②訪問型特定保健指導を利用する。

忙しくて病院に行けないという方のために、ご希望の場所や時間に専門員が訪問いたします!
(委託契約機関: (株)ベネフィットワン・ヘルスケア)

③特定保健指導を実施している医療機関で利用する。

当支部から対象者へ送付する「利用券」と「組合員証」等を医療機関へ提出してください。

平成30年度に開催されました “育児支援セミナー”の様子をお届けします！

開講日	会場	対象者	受講者数
H30.10.10(水)	EM ホテルコスタビスタ沖縄	育児休業中組合員	56人



**栄養
講座編**

「食ではぐくむ子どもの未来」

大城 ゆか(栄養士)



**育児
講座編**

「ほめ愛講座」

ほり えりみ

(ママの元気サポータークラブ代表)



感想

- 子どもの“食べたい”を引き出す方法が参考になりました。
- お互いをほめるワーク、普段なかなかしないことなので、恥ずかしいながらもとても楽しくできました。子育てで、日々子どもと1対1なので、大人とたくさん話せたのも楽しくリフレッシュできました。
- 同じ職業で子を持つ方たちと情報交換ができ、楽しみながら学ぶことができ、とても有意義な時間になりました。



今年度は10月18日(金)に開催を予定しています！

(募集等に係る詳細のご案内は9月上旬に各所属所へ送付します。)



貸付けの申込みについて

貸付け申込み締切日は**毎月25日**(休祭日の場合は翌日)必着です。
送金日は申込月の**翌月25日**(銀行の休業日にあたる場合は前日)です。

～ご注意ください～

- 締切日間に申込書を提出した場合、不備等により**貸付けができません場合があります**ので、余裕をもって提出してください。
- 貸付け決定後に送付します「償還表」は償還が終了するまで大切に保管してください。借替えや繰上償還の申込みの際に必要となります。



沖縄支部のホームページでご覧いただけます。

★貸付けの種類

トップページ⇒こんなときガイド
⇒資金を必要とするとき
⇒貸付の種類

★申し込み手続き

トップページ⇒こんなときガイド
⇒資金を必要とするとき
⇒各種貸付の申し込み手続き

★シミュレーション

トップページ⇒手続きナビ
⇒資金をかりる際の手続き
⇒貸付シミュレーション

収入に見合わない借入れは多重債務に陥るきっかけとなります。健全な資金計画をたてましょう。

平成30年度 研修旅行 ～ 参加者の声 ～

メンタルヘルスツーリズムに参加して

昨年9月、メンタルヘルスツーリズムの案内パンフレットが私の元へ回ってきました。これまでも案内は何度か見たことがあり、興味はあったのですが、なかなか参加できず、今回同僚に誘われて一緒に申し込みました。

旅行先の台湾は、以前も訪れたことがあったのですが、今回は添乗員さんが同行するというので安心感がありました。現地のガイドさんの案内もとても丁寧で面白く、旅先のストレスは全くありませんでした。いつもと違った環境に身を置き、美味しいものを食べたり、貴重なものを見たりして気分転換ができました。

予想以上に楽しかったのは、一緒に参加された先生方との交流です。初日に臨床心理士の兼田先生によるセミナーがあり、心を整える呼吸法やエクササイズなどを学びました。参加された先生方と会話をしながら楽しく取り組むことができました。頑張ったことを認め合ったり、将来の夢を話し合ったりしてあっという間に時間が過ぎていきました。

三日間という短い旅でしたが、一緒に旅した先生方がそれぞれの場所で頑張っていることを思うと私も頑張ろうというエネルギーが湧いてきます。企画運営していただいた方々に感謝します。

(Y.K.)



アイリスプラン

国・公・私立学校教職員のための

アイリスプランは、
国・公・私立学校教職員のため
の経済生活支援事業です。



医療・日常事故コース

病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と、日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の2つからなる制度です。

Point ① 医療入院コースは、先進医療特約などのオプションが充実！
満90歳まで契約更新できます。

Point ② 日常事故補償コースは、個人賠償[※]を最高1億円まで補償！
※自動車事故および職務遂行に起因する損害賠償は対象なりません。

Point ③ どちらのコースも
退職後もご利用いただけます。

いわゆる
「自転車保険」としても
ご利用いただけます



年金コース

内容が見てすぐ分かる
動画があります！
(本誌のホームページからも
ご覧いただけます)



在籍中から積立てを開始して、将来の公的年金を補完するための年金制度です。

Point ① 毎月2,000円(2口)から積立を手軽に
始められ、毎年1回、口数を自由に変更できます。

Point ② 予定利率は年1.25%
(平成30年4月1日現在)です。
※予定利率は今後変更となる可能性があります。

Point ③ 「積年型」(個人年金保険料控除の対象)と
「一般型」(一般生命保険料控除の対象)があり、
両方加入も可能です。※動画でも説明しています。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。

募集期間(資料請求受付期間)は、例年9月中旬～11月初旬にかけてです。
詳細は9月中旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体：一般財団法人 教職員生涯福祉財団
制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

登録番号 MY-A-18-LF-009166
承19-企-02 (1904)

NEWS

マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます

令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律」が公布され、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能となりました。現在の予定では、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される予定です。

これに向けて、本年6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定し、医療保険者ごとにマイナンバーカードの取得推進に取り組むこととされました。

当共済組合では、マイナンバーカードの取得推進の取組として、共済フォーラムやホームページによりマイナンバー制度の概要等の広報を行ってまいります。

当共済組合のマイナンバーカードの取得推進の取組については、当共済組合ホームページをご覧ください。



トップページ → マイナンバーカードコーナー
→ 教職員の皆さまのマイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます

